

政務活動費のネット公開にかかる宿泊費等の領収書の取扱いについて

1. 領収書等をネット公開している6市

	領収書	宿泊費	旅費	日当等【参考】
桑名市	○（実費弁償）	上限 14,800 円 ※領収書及び宿泊証明書必要 ※研修・会議等で宿泊料の設定がある場合は、上限に関わらず充当可能	※領収書必要 （領収書を徴し難い場合は代わりに「旅費明細書」添付）	・日当…支給なし ・朝食…1,000 円（定額） ・夕食…2,000 円（定額） ※朝食及び夕食の領収書不要
伊賀市	○（実費弁償）	上限 14,800 円 ※領収書必要	※領収書必要	・日当…1,500 円／日 ・朝食…900 円（定額） ・夕食…1,700 円（定額） ※朝食及び夕食の領収書不要
名張市	○（実費弁償）	上限 15,100 円（宿泊費相当 12,500 円、夕食費相当 1,700 円、朝食費相当 900 円） ※領収書必要	※領収書必要 （地下鉄、バス、JR 環状線のみ利用は領収書不要）	・日当…2,600 円／日
亀山市	○（職員旅費規程）	一律 13,000 円 ※領収書不要（計算表添付）	※領収書不要（計算表添付）	・日当…2,800 円／日 ※東京都特別区等は別途加算あり ・日帰り日当…6,800 円／日 ※支給要件あり
鳥羽市	○（職員旅費規程）	一律 12,000 円 ※領収書不要（計算表添付）	※領収書不要（計算表添付）	・日当…2,000 円／日
志摩市	○（実費弁償）	県内：上限 10,000 円 県外：上限 12,000 円 ※領収書必要	※領収書必要	・日当…支給なし

2.領収書等をネット公開していない8市

	領収書	宿泊費	旅費	日当等【参考】
四日市市	×（職員旅費規程） ※ <u>R3分より公開予定</u>	一律 14,900 円 ※東京都特別区等は 1,000 円加算 ※領収書不要（計算表添付）	※領収書不要（計算表添付）	・日当…4,500 円／日 ※諸条件により異なる
津市	×（職員旅費規程） ※公開予定なし	一律 14,800 円 ※領収書不要（計算表添付）	※領収書不要（計算表添付）	・日当…3,000 円／日 ・日帰り日当…4,500 円／日 ※支給要件あり
鈴鹿市	×（職員旅費規程） ※ <u>R4分より公開予定</u>	一律 14,800 円 ※領収書不要（計算表添付） ※一部会派のみ費用弁償としており、 領収書添付	※領収書不要（計算表添付）	・日当…支給なし ・旅行雑費…1,500 円／日 ※旅行雑費の領収書不要
いなべ市	×（実費弁償） ※公開予定なし	上限 14,800 円 ※領収書必要	※領収書必要	・日当…支給なし
松阪市	×（職員旅費規程） ※公開予定なし	一律 13,000 円 ※領収書不要（計算表添付）	※領収書不要（計算表添付）	・日当…2,500 円／日
伊勢市	×（職員旅費規程） ※協議中	一律 13,000 円 ※領収書不要（計算表添付）	※領収書不要（計算表添付）	・日当…2,600 円／日 ※東京都特別区等は 1,000 円加算
尾鷲市 ※支給なし	—	—	—	—
熊野市 ※支給なし	—	—	—	—